

令和4年6月20日

町 議 会 議 案

第 2 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
承認1	専決処分の承認を求めることについて	
30	鹿追町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	
31	鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
32	鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
33	鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
34	令和4年度鹿追町一般会計補正予算（第1号）について	
35	令和4年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	
36	令和4年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第1号）について	
37	令和4年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
38	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	
39	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	
40	北海道市町村総合事務組合格約の変更について	
41	鹿追中学校電源改修他工事請負契約について	

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

専 決 処 分 書

鹿追町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例の一部を改正する条例

(鹿追町町税条例の一部改正)

鹿追町町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」

を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の鹿追町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 30 号

鹿追町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

鹿追町の休日を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町の休日を定める条例等の一部を改正する条例

(鹿追町の休日を定める条例の一部改正)

第1条 鹿追町の休日を定める条例(平成3年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第9条中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第16条中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(鹿追町農業振興センター設置条例の一部改正)

第4条 鹿追町農業振興センター設置条例(平成20年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(鹿追町ワーキングセンター設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鹿追町ワーキングセンター設置及び管理に関する条例(平成24年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(鹿追町環境保全センター研修棟設置条例の一部改正)

第6条 鹿追町環境保全センター研修棟設置条例（平成22年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

(鹿追町経済観光交流館条例の一部改正)

第7条 鹿追町経済観光交流館条例（平成18年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「12月31日」を「12月29日」に、「1月5日」を「1月3日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

議案第 31 号

鹿追町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

鹿追町町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町町税条例等の一部を改正する条例

(鹿追町町税条例の一部改正)

第1条 鹿追町町税条例(昭和29年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の道民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)」の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配

偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第73条の2第1項中「閲覧」の次に「（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の

配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第26条を削る。

（鹿追町町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 鹿追町町税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第25号）の一部を次のように改正する。

鹿追町町税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鹿追町町税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第36条の3第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第1条中鹿追町町税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鹿追町町税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の鹿追町町税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の鹿追町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規

定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 2 新条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 32 号

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

鹿追町国民健康保険税条例（平成20年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「次号、第7条の2及び第23条」を「次号、第7条の2及び第23条第1項」に、「第3号、第7条の2及び第23条」を「第3号、第7条の2及び同項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改め、同条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算

定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,350円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,250円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,500円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,350円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,250円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,500円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「次号において同じ。」を「次号及び第3号において同じ。）及び」に改める。

附則第5項中「第23条」を「第23条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第6項、第7項及び第9項から第16項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附則第19項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の鹿追町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 33 号

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町介護保険条例の一部を改正する条例

鹿追町介護保険条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

令和 4 年度鹿追町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 151,539 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,007,539 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 20 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税		2,850,000	68,631	2,918,631
	1. 地方交付税	2,850,000	68,631	2,918,631
15. 国庫支出金		516,315	73,760	590,075
	1. 国庫負担金	154,393	9,928	164,321
	2. 国庫補助金	254,687	61,952	316,639
	3. 委託金	107,235	1,880	109,115
16. 道支出金		287,028	5,080	292,108
	2. 道補助金	179,266	5,080	184,346
17. 財産収入		61,442	187	61,629
	2. 財産売却収入	11,936	187	12,123
18. 寄附金		130,004	1,048	131,052
	1. 寄附金	130,004	1,048	131,052
19. 繰入金		538,331	800	539,131
	1. 基金繰入金	538,331	800	539,131
21. 諸収入		367,489	2,033	369,522
	5. 雑収入	293,024	2,033	295,057
歳入合計		6,856,000	151,539	7,007,539

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,817,128	36,020	1,853,148
	1. 総務管理費	1,789,775	34,267	1,824,042
3. 民生費	2. 徴税費	7,519	1,753	9,272
		655,872	△2,101	653,771
	1. 社会福祉費	506,223	△2,739	503,484
4. 衛生費	2. 児童福祉費	149,449	538	149,987
	3. 災害救助費	200	100	300
		422,289	42,937	465,226
5. 農林費	1. 保健衛生費	339,861	42,552	382,413
	2. 清掃費	82,428	385	82,813
6. 商工費		1,307,896	13,323	1,321,219
	1. 農業費	1,289,371	13,323	1,302,694
7. 土木費		214,193	4,150	218,343
	1. 商工費	214,193	4,150	218,343
9. 教育費		339,136	28,945	368,081
	1. 道路橋りょう費	158,153	27,000	185,153
	3. 都市計画費	35,153	1,701	36,854
	4. 住宅費	36,232	244	36,476
11. 諸支出金		605,115	12,292	617,407
	1. 教育総務費	194,509	6,939	201,448
	2. 小学校費	119,502	△1,500	118,002
	4. 社会教育費	87,048	6,853	93,901
		302,655	15,973	318,628
	1. 基金費	302,655	15,973	318,628
	歳出合計	6,856,000	151,539	7,007,539

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11. 地方交付税	2,850,000	68,631	2,918,631
15. 国庫支出金	516,315	73,760	590,075
16. 道支支出金	287,028	5,080	292,108
17. 財産収入	61,442	187	61,629
18. 寄附金	130,004	1,048	131,052
19. 繰入金	538,331	800	539,131
21. 諸収入	367,489	2,033	369,522
歳入合計	6,856,000	151,539	7,007,539

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1,817,128	36,020	1,853,148	31,990		2,033	1,997
3. 民生費	655,872	△2,101	653,771				△2,101
4. 衛生費	422,289	42,937	465,226	40,469			2,468
5. 農林費	1,307,896	13,323	1,321,219	5,080			8,243
6. 商工費	214,193	4,150	218,343			187	3,963
7. 土木費	339,136	28,945	368,081				28,945
9. 教育費	605,115	12,292	617,407	1,301		849	10,142
11. 諸支出金	302,655	15,973	318,628			999	14,974
歳 出 合 計	6,856,000	151,539	7,007,539	78,840		4,068	68,631

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款11. 地方交付税	2,850,000	68,631	2,918,631			
項 1. 地方交付税	2,850,000	68,631	2,918,631			
目 1. 地方交付税	2,850,000	68,631	2,918,631			
				1. 地方交付税	68,631	地方交付税 68,631
款15. 国庫支出金	516,315	73,760	590,075			
項 1. 国庫負担金	154,393	9,928	164,321			
目 2. 衛生費国庫負担金	2,699	9,928	12,627			
				1. 保健衛生費負担金	9,928	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 9,928
項 2. 国庫補助金	254,687	61,952	316,639			
目 1. 総務費国庫補助金	53,284	31,990	85,274			
				1. 総務管理費補助金	31,990	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 総務管理費補助金 文化芸術振興費補助金(944) 低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別 給付金給付事業(3,140) 27,906 4,084
目 3. 衛生費国庫補助金	10,327	30,541	40,868			
				1. 保健衛生費補助金	30,541	疾病予防対策事業費等補助金 10

							保健衛生費補助金	30,531
							新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	
目 6. 教育費国庫補助金	43,848	△	579	43,269				
							小学校費補助金	△579
							教育支援体制整備事業費補助金	
項 3. 委託金	107,235		1,880	109,115				
目 4. 教育費委託金	0		1,880	1,880			本目新設	
							教育総務費委託金	1,880
							学校における医療的ケア実施体制充実事業委託金	
款16. 道支出金	287,028		5,080	292,108				
項 2. 道補助金	179,266		5,080	184,346				
目 4. 農林費道補助金	150,108		5,080	155,188				
							農業費補助金	5,080
							スマート畜産業導入支援事業補助金	
款17. 財産収入	61,442		187	61,629				
項 2. 財産売払収入	11,936		187	12,123				
目 2. 物品売払収入	11,372		187	11,559				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				4. 水産物売払収入	187	水産物売払収入 187
款18. 寄附金	130,004	1,048	131,052			
項 1. 寄附金	130,004	1,048	131,052			
目 2. 総務費寄附金	1	999	1,000			
				1. 総務管理費寄附金	999	総務管理費寄附金 999
目 4. 教育費寄附金	1	49	50			
				1. 社会教育費寄附金	49	社会教育費寄附金 49
款19. 繰入金	538,331	800	539,131			
項 1. 基金繰入金	538,331	800	539,131			
目12. 図書整備基金繰入金	200	800	1,000			
				1. 図書整備基金繰入金	800	図書整備基金繰入金 800
款21. 諸収入	367,489	2,033	369,522			
項 5. 雑入	293,024	2,033	295,057			
目 1. 雑入	293,024	2,033	295,057			
				1. 雑入	2,033	北海道市町村振興協会交付金 533 その他雑入 1,500

地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業補助金

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 2. 総務費	1,817,128	36,020	1,853,148	31,990		2,033	1,997			
項 1. 総務管理費	1,789,775	34,267	1,824,042	31,990		2,033	244			
目 4. 支所費	23,970	51	24,021				51			会計年度任用職員旅費
目 6. 企画振興費	28,025	1,733	29,758			1,733				
										8. 旅費
										51
										7. 報償費
										186
										講師等謝礼
										8. 旅費
										費用弁償
										507
										普通旅費
										189
										10. 需用費
										45
										消耗品費
										11. 役務費
										17
										郵便料・運送料
										7
										チラシ折込料
										12. 委託料
										978
										その他委託料
										(仮称)しかおい型ワーケーション コンシェルジュ機能実証業務委託 料外
目10. 公害防災費	4,475	3,000	7,475	3,000						
										18. 負担金補助及び交付金
										3,000
										鹿追町廃屋解体撤去事業補助 金
										3,000

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				補正額の財源内訳						
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源			
									印刷製本費	81
								716	郵便料・運送料	432
								180	電話料 (固定電話)	180
								14	チラシ折込料	14
								90	その他手数料	90
								32,978	その他委託料	23,050
								528	新型コロナウイルスワクチン 接種券作成業務委託料外 新型コロナウイルスワクチン 接種委託料	9,928
								528	複写機借上料	528
								500	事務用機器購入費	500
								352	北海道町村会負担金 (電算関 係)	352
目 3. 保健指導費	13,348	1,732	15,080				1,732			
								1,650	不妊治療費助成金	1,650
								82	返還金	82
目 5. 環境衛生費	4,450	340	4,790				340			
								340	その他備品購入費	340

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				補正額		財源				
				国道支出金	特定財源	地方債	その他			
							4. 共済費	△ 1,353	福祉協会負担金 共済組合負担金(市町村職員共済) 追加費用負担金(市町村職員共済) 退職手当組合負担金	
							27. 繰出金	4,447	下水道特別会計繰出金	
款 6. 商工費	214,193	4,150	218,343		187	3,963				
項 1. 商工費	214,193	4,150	218,343		187	3,963				
目 2. 観光費	95,841	6,200	102,041			6,200			地域活性化企業人派遣企業負担金	
目 4. 魚族資源保護対策費	18,664	△ 2,050	16,614		187	△ 2,237				
							1. 報酬	△ 1,893	会計年度任用職員報酬	
							3. 職員手当等	△ 392	会計年度任用職員諸手当	
							10. 需用費	122	消耗品費	
							11. 役員費	113	印刷製本費 その他手数料	
款 7. 土木費	339,136	28,945	368,081			28,945				

項 1. 道路橋りょう費	158,153	27,000	185,153						27,000			
目 1. 道路維持費	63,427	6,000	69,427						6,000			
									10. 需用費	6,000	修繕料	6,000
目 2. 道路新設改良費	94,726	21,000	115,726					21,000				
									14. 工事請負費	21,000	単独事業 美蔓西16線舗装工事	21,000
項 3. 都市計画費	35,153	1,701	36,854					1,701				
目 1. 公園緑地費	27,565	1,701	29,266					1,701				
									10. 需用費	1,580	修繕料	1,580
									13. 使用料及び賃借料	121	物品借上料	121
項 4. 住宅費	36,232	244	36,476					244				
目 1. 住宅管理費	25,262	244	25,506					244				
									1. 報酬	244	会計年度任用職員報酬	244
款 9. 教育費	605,115	12,292	617,407			849		10,142				
項 1. 教育総務費	194,509	6,939	201,448			1,880		5,059				
目 3. 教育振興費	108,175	4,899	113,074			1,880		3,019				
									7. 報償費	1,510	その他報償費	1,510

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金 額	説 明
				補正額		財源				
				国道支出金	特定財源	地方債	その他			
							8. 旅費	278	普通旅費	
							10. 需用費	82	消耗品費	
							11. 役員費	12	印刷製本費	
							18. 負担金補助及び交付金	3,017	口座振替手数料	
目 5. 共同調理場費	57,402	2,040	59,442			2,040			鹿追高等学校協力会補助金 2,687 小中高一貫教育事業補助金 330	
項 2. 小学校費	119,502	△ 1,500	118,002	△ 579		△ 921				
目 1. 学校管理費	119,502	△ 1,500	118,002	△ 579		△ 921				
項 4. 社会教育費	87,048	6,853	93,901			849				
目 1. 社会教育総務費	10,434	2,000	12,434			2,000				
							18. 負担金補助及び交付金	2,000	負担金補助及び交付金	
									映画「おしやべりな写真館」 ささえ隊活動補助金(1,000)	
							12. 委託料	△ 1,500	小学校医療的ケア児支援業務 委託料 △1,500	

		映画制作助成金(1,000)									
目 3. 図書館費	10,925	3,551	14,476	849	2,702						
						1. 報酬	78	会計年度任用職員報酬	78		
						3. 職員手当等	16	会計年度任用職員諸手当	16		
						17. 備品購入費	897	電気機器購入費	47	図書購入費	850
18. 負担金補助及び交付金	2,560	その他負担金補助及び交付金	2,560	白蛇姫舞保存会50周年記念事業補助金	2,560						
目 4. 神田日勝記念 美術館費	15,491	1,302	16,793		1,302						
						1. 報酬	1,053	会計年度任用職員報酬	1,053		
						3. 職員手当等	249	会計年度任用職員諸手当	249		
款11. 諸支出金	302,655	15,973	318,628	999	14,974						
項 1. 基金費	302,655	15,973	318,628	999	14,974						
目 1. 基金費	302,655	15,973	318,628	999	14,974						
						24. 積立金	15,973	町づくり基金利子等積立金	1,000	環境保全センター基金利子等積立金	14,847

令和 4 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,949 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 804,417 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 20 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 道支出金		518,118	8,950	527,068
	1. 道補助金	518,117	8,950	527,067
5. 繰入金		63,160	△4,001	59,159
	1. 他会計繰入金	63,159	△4,001	59,158
歳入合計		799,468	4,949	804,417

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		15,735	90	15,825
	1. 総務管理費	15,427	90	15,517
3. 国民健康保険事業費納付金		284,943	△4,001	280,942
	1. 医療給付費分	199,640	△3,128	196,512
	2. 後期高齢者支援金等分	59,625	△632	58,993
6. 保健事業費	3. 介護納付金分	25,678	△241	25,437
		4,036	8,860	12,896
	1. 特定健康診査等事業費	3,720	8,860	12,580
歳出合計		799,468	4,949	804,417

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3.道支出金	518,118	8,950	527,068
5.繰入金	63,160	△4,001	59,159
歳入合計	799,468	4,949	804,417

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	15,735	90	15,825	90			
3. 国民健康保険事業費納付金	284,943	△4,001	280,942			△4,001	
6. 保健事業費	4,036	8,860	12,896	8,860			
歳出合計	799,468	4,949	804,417	8,950		△4,001	

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 道支出金	518,118	8,950	527,068			
項 1. 道補助金	518,117	8,950	527,067			
目 1. 保険給付費等交付金	518,117	8,950	527,067			
				2. 特別交付金	8,950	特別調整交付金分(市町村分) 90 特定健康診査等負担金 8,860 国民健康保険保険者努力支援交付金
款 5. 繰入金	63,160	△ 4,001	59,159			
項 1. 他会計繰入金	63,159	△ 4,001	59,158			
目 1. 一般会計繰入金	63,159	△ 4,001	59,158			
				6. その他一般会計繰入金	△ 4,001	△4,001

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 1. 総務費	15,735	90	15,825	90						
項 1. 総務管理費	15,427	90	15,517	90						
目 1. 一般管理費	11,021	90	11,111	90						
款 3. 国民健康保険事業費納付金	284,943	△ 4,001	280,942		△ 4,001					
項 1. 医療給付費分	199,640	△ 3,128	196,512		△ 3,128					
目 1. 一般被保険者医療給付費分	199,640	△ 3,128	196,512		△ 3,128					
項 2. 後期高齢者支援金等分	59,625	△ 632	58,993		△ 632					
目 1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分	59,625	△ 632	58,993		△ 632			18. 負担金補助及び交付金	一般被保険者医療給付費分納付金	△ 3,128
項 3. 介護納付金分	25,678	△ 241	25,437		△ 241					
目 1. 介護納付金分	25,678	△ 241	25,437		△ 241			18. 負担金補助及び交付金	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	△ 632
款 6. 保健事業費	4,036	8,860	12,896	8,860						
項 1. 特定健康診査等事業費	3,720	8,860	12,580	8,860				18. 負担金補助及び交付金	介護納付金分納付金	△ 241

令和 4 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,447 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 271,031 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 20 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		147,130	4,447	151,577
	1. 他会計繰入金	147,130	4,447	151,577
歳入合計		266,584	4,447	271,031

(単位：千円)

(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)	(歳出)
款	項	補正前の額	補正額	計		
1. 管理費		66,271	4,447	70,718		
	2. 施設管理費	51,767	4,447	56,214		
	歳出合計	266,584	4,447	271,031		

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3.繰入金	147,130	4,447	151,577
歳入合計	266,584	4,447	271,031

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 管理費	66,271	4,447	70,718			4,447	
歳出合計	266,584	4,447	271,031			4,447	

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 繰入金	147,130	4,447	151,577			
項 1. 他会計繰入金	147,130	4,447	151,577			
目 1. 一般会計繰入金	147,130	4,447	151,577			
				1. 一般会計繰入金	4,447	一般会計繰入金 4,447

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国道支出金	特定財源		区分	金額	
					地方債	その他			
款 1. 管理費	66,271	4,447	70,718		4,447				
項 2. 施設管理費	51,767	4,447	56,214		4,447				
目 2. 農業集落排水施設管理費	44,493	4,447	48,940		4,447		2. 給料	1,765	一般職給 1,765
							3. 職員手当等	1,606	職員諸手当 1,606
							4. 共済費	1,076	福祉協会負担金 1 共済組合負担金(市町村職員共済) 676 追加費用負担金(市町村職員共済) 40 退職手当組合負担金 353 地方公務員災害補償基金 6

令和 4 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 290 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 527,934 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 20 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		118,585	146	118,731
	1. 介護保険料	118,585	146	118,731
2. 国庫支出金		111,042	57	111,099
	2. 国庫補助金	31,364	57	31,421
3. 道支出金		80,306	28	80,334
	3. 道補助金	4,200	28	4,228
4. 支払基金交付金		131,818	31	131,849
	1. 支払基金交付金	131,818	31	131,849
6. 繰入金		84,162	28	84,190
	1. 一般会計繰入金	84,161	28	84,189
歳入合計		527,644	290	527,934

(歳出)	(単位：千円)					
款	項	補正前の額	補正額	計		
3. 地域支援事業費		28,274	290	28,564		
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	2,762	216	2,978		
	3. 包括的支援事業・任意事業費	16,784	74	16,858		
歳出合計		527,644	290	527,934		

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	118,585	146	118,731
2. 国庫支出金	111,042	57	111,099
3. 道支支出金	80,306	28	80,334
4. 支払基金交付金	131,818	31	131,849
6. 繰入金	84,162	28	84,190
歳入合計	527,644	290	527,934

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3. 地域支援事業費	28,274	290	28,564	85	59	146	
歳出合計	527,644	290	527,934	85	59	146	

2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	118,585	146	118,731			
項 1. 介護保険料	118,585	146	118,731			
目 1. 第1号被保険者 保険料	118,585	146	118,731	1. 現年度分	146	現年度分 146
款 2. 国庫支出金	111,042	57	111,099			
項 2. 国庫補助金	31,364	57	31,421			
目 2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援)	2,220	28	2,248	1. 現年度分	28	法定負担金 28
目 3. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	6,174	29	6,203	1. 現年度分	29	法定負担金 29
款 3. 道支出金	80,306	28	80,334			
項 3. 道補助金	4,200	28	4,228			
目 1. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援)	1,112	14	1,126	1. 現年度分	14	法定負担金 14
目 2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	3,088	14	3,102	1. 現年度分	14	法定負担金 14

款 4. 支払基金交付金	131,818	31	131,849				
項 1. 支払基金交付金	131,818	31	131,849				
目 2. 地域支援事業交付金	2,398	31	2,429				
				1. 現年度分	31	法定負担金	31
款 6. 繰入金	84,162	28	84,190				
項 1. 一般会計繰入金	84,161	28	84,189				
目 2. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援)	1,119	14	1,133				
				1. 現年度分	14	法定繰入金	14
目 3. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援以外)	3,088	14	3,102				
				1. 現年度分	14	法定繰入金	14

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				補正額			一般財源	区 分	金 額	
				国道支出金	特定財源 地方債	その他				
款 3. 地域支援事業費	28,274	290	28,564	85		59	146			
項 1. 介護予防・生活支援サービス事業費	2,762	216	2,978	42		45	129			
目 2. 介護予防ケアマネジメント事業費	26	216	242	42		45	129			
項 3. 包括的支援事業・任意事業費	16,784	74	16,858	43		14	17			
目 2. 任意事業費	2,121	74	2,195	43		14	17			
								12. 委託料	216	介護予防ケアマネジメント事業委託料
								12. 委託料	74	配食サービス委託料

議案第 38 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和4年6月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表上川管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 39 号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

令和4年6月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 40 号

北海道市町村総合事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

令和4年6月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合理約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

議案第 41 号

鹿追中学校電源改修他工事請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

令和4年6月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- 1 契約の目的 鹿追中学校電源改修他工事
- 2 契約方法 指名競争入札
- 3 契約金額 50,578,000円
- 4 契約の相手方 大昭・菅原経常建設共同企業体
代表者 帯広市西9条北3丁目3番地
大昭電気工業株式会社
代表取締役 出 村 行 敬